

ハローワーク

「人材確保サポート窓口」
のご案内

従業員が足りなくて
困っている！



募集の出し方が
分からない！
...？



人が応募してくる
ような会社の取り
組みは？
疑問...



求職者と
出会う機会が
欲しい！

お気軽にご相談ください！

～サポート例～

1 求人票作成のサポート

事業所や募集職種について、より分かりやすく、またアピール点が募集に反映されるよう募集内容をご相談いたします。

2 人材確保に効く取り組みのサポート

人材確保につながった好事例をご紹介するなど、業種に合わせた人材確保へ向けての雇用管理の取り組みなどをご相談いたします。

3 ミニ企業説明会、面談会の開催

ハローワーク内で個別面談のできるスペースをご提供いたします。ハローワーク来所者の多い曜日、時間帯に開催することで、求職者との面談につなげます（詳細裏面へ）。

お申込み
お問合せ先

ハローワーク八重山 人材確保サポート窓口

石垣市登野城55-4 石垣地方合同庁舎1階

TEL：0980-82-2327

※まずは電話でご予約ください！



ハローワークで企業の魅力をPRしませんか？

☆ご希望のメニューを選択してください！

組み合わせることも可能です。

(ハローワークに求人を出している事業所が対象です。)



■メニュー1 ハローワーク内の個別面談でPR！

ハローワークにはお仕事探しの相談や失業給付の手続きに多くの方が来所されます。この方々を対象にハローワーク内の相談室で企業説明や面談ができますのでご利用ください。個別面談は事前の周知に加え、当日来所されている方にもハローワーク職員が面談への参加を勧奨します。相談室は毎週火曜日の9時30分から11時30分を企業説明・面談に使用できます（予約制）。

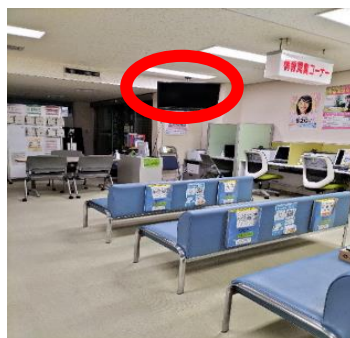


■メニュー2 求職者向け雇用保険説明会でPR！

失業給付の手続きをした方を対象に雇用保険説明会を行っています。参加した方々へ会社のPRができます。説明会は水曜日の午後行っておりますので、指定の時間に参加いただき会社のPRをしていただきます（予約制）。

■メニュー3 自社動画でPR！

ハローワーク待合室で企業の動画を流せます。PR動画を持ち込んでいただければ待合室ディスプレイでリピート再生いたします。※人材募集の内容に限ります。動画は5分程度にまとめてください。



■お願い！ 会社説明会、面接会、会社見学会などへのご協力！

ハローワークでは今後様々なイベントを計画していきますので、参加・協力依頼のお声かけをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(詳細版) ハローワークで企業の魅力を P R しませんか？ (3 つのメニュー)

■メニュー1 ハローワーク内の個別面談（ミニ企業説明会）でPR！

～ 「ミニ企業説明会」のルール～

1. 参加は、ハローワークに求人を出されている事業所様とし、ハローワークの基準に基づいて選考させていただきます。
2. 説明は、当所が指定したブースで行っていただき、1回20分以内を目安としてください。
3. 説明時間は9：30～11：30となり、4回の説明が可能です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、求職者は各回2名ずつ（開催日合計8名まで）の参加となります。
4. 説明の際には、当ハローワークに提出している求人票及び事業所PRシート、パンフレット類を使用してご説明ください。求人票等は、説明の際お配りいただいても構いません。
5. 「ブース」には電源がありますので、パソコン（パワーポイント、DVD等）を使用した説明も可能です。機材等の持ち込みによりご利用ください。※音量にはご注意ください。
6. 参加者への説明の結果、応募（書類選考・面接）となった場合は、ハローワーク「紹介状」が必ず必要となりますので、ハローワーク窓口での受け取りを参加者へご案内ください。
7. 当日は、9時15分にお越しください。

■メニュー2 求職者向け雇用保険説明会でPR！

説明会は水曜日の午後行っておりますので、指定の時間に参加いただき会社のPRをしていただきます（予約制、別途申込用紙有り）。

時間の都合上、OA機器を活用しての説明を不可とさせていただきます。配付資料がありましたら、前日15時までに「25部程度」準備しハローワークまで提出ください。

■メニュー3 自社動画でPR！

【動画の内容はどうしたらいい？】

事業所PR（経営理念）、特徴

風景はもちろん働く現場（バックヤード、使っている道具等）、働いている従業員、研修制度に福利厚生、求める人物像、選考基準、採用1, 2年目の方の声 等々…さらに、県外からもウェルカムの事業所なら…寮の動画もあり

動画は事業所で準備願います。ハローワークへは、USBメモリにて記録媒体は「MP4」形式で提出願います。時間は5分程度で願います。

『ミニ企業説明会及び各種説明会での企業説明』 申込書

事業所名					
事業所番号	— —				
募集職種					
参加予定者氏名等 (相談室に広さから2名以内でお願いします)					
連絡先	部署名	TEL	— —		
メールアドレス					
申込を希望するメニューを「○」で囲んでください(両方希望可) <table border="1"> <tr> <td> 1. ミニ企業説明会 毎週、火曜日の9時30分～11時30分 希望日 第一希望 令和 年 月 日 () 第二希望 令和 年 月 日 () 第三希望 令和 年 月 日 () </td> <td> 2. 各種説明会での企業説明 *詳細な日時は、ハローワークまでお問い合わせください。 (1) 雇用保険説明会 ・説明会の内容：雇用保険を手続きされた方へ、今後の流れと注意点等の説明。 ・隔週水曜日の予定。企業説明は、15時頃から10分程度となります。 (2) 保育士プチ・セミナー、 ・説明会の内容：保育士及びこれから保育士を目指す方へ ・保育園のお仕事を説明するセミナー ・毎月第三木曜日の予定。企業説明は、11時頃から10分程度となります。 (3) 高齢者セミナー ・偶数月第二もしくは第三金曜日を予定。企業説明は、10時40分から10分程度となります。 </td> </tr> </table>				1. ミニ企業説明会 毎週、火曜日の9時30分～11時30分 希望日 第一希望 令和 年 月 日 () 第二希望 令和 年 月 日 () 第三希望 令和 年 月 日 ()	2. 各種説明会での企業説明 *詳細な日時は、ハローワークまでお問い合わせください。 (1) 雇用保険説明会 ・説明会の内容：雇用保険を手続きされた方へ、今後の流れと注意点等の説明。 ・隔週水曜日の予定。企業説明は、15時頃から10分程度となります。 (2) 保育士プチ・セミナー、 ・説明会の内容：保育士及びこれから保育士を目指す方へ ・保育園のお仕事を説明するセミナー ・毎月第三木曜日の予定。企業説明は、11時頃から10分程度となります。 (3) 高齢者セミナー ・偶数月第二もしくは第三金曜日を予定。企業説明は、10時40分から10分程度となります。
1. ミニ企業説明会 毎週、火曜日の9時30分～11時30分 希望日 第一希望 令和 年 月 日 () 第二希望 令和 年 月 日 () 第三希望 令和 年 月 日 ()	2. 各種説明会での企業説明 *詳細な日時は、ハローワークまでお問い合わせください。 (1) 雇用保険説明会 ・説明会の内容：雇用保険を手続きされた方へ、今後の流れと注意点等の説明。 ・隔週水曜日の予定。企業説明は、15時頃から10分程度となります。 (2) 保育士プチ・セミナー、 ・説明会の内容：保育士及びこれから保育士を目指す方へ ・保育園のお仕事を説明するセミナー ・毎月第三木曜日の予定。企業説明は、11時頃から10分程度となります。 (3) 高齢者セミナー ・偶数月第二もしくは第三金曜日を予定。企業説明は、10時40分から10分程度となります。				
主な注意点 各説明会ともに、申込は翌月末まで可能です(例えば、7月に申込をされる場合は「8月末」まで申込可能)。 各説明会ともに、1事業所あたり基本「月1回」となります。 ミニ企業説明会については、パソコンの持込可能となります(上記2の各種説明会は不可)。 上記2の各種説明会時に配付資料がありましたら、前日15時までに「25部」ハローワークへ提出ください(当日配布はご遠慮ください)					
プチPRポイント (ミニ企業説明会希望事業所さまは記入 お願いします。周知に使用します)	(紙面の都合上40文字以内でお願いします)				

*** 暴風警報等が発令された場合は、中止となる場合があります。
 あらかじめご了承ください。**

お問い合わせ ハローワーク八重山 人材確保サポート窓口
 TEL0980-82-2327 FAX0980-82-1389



厚生労働省 沖縄労働局 ハローワーク八重山



【ハローワーク八重山】 職業別バランスシート（パート含む）

（職業安定課作成 **参考値**）

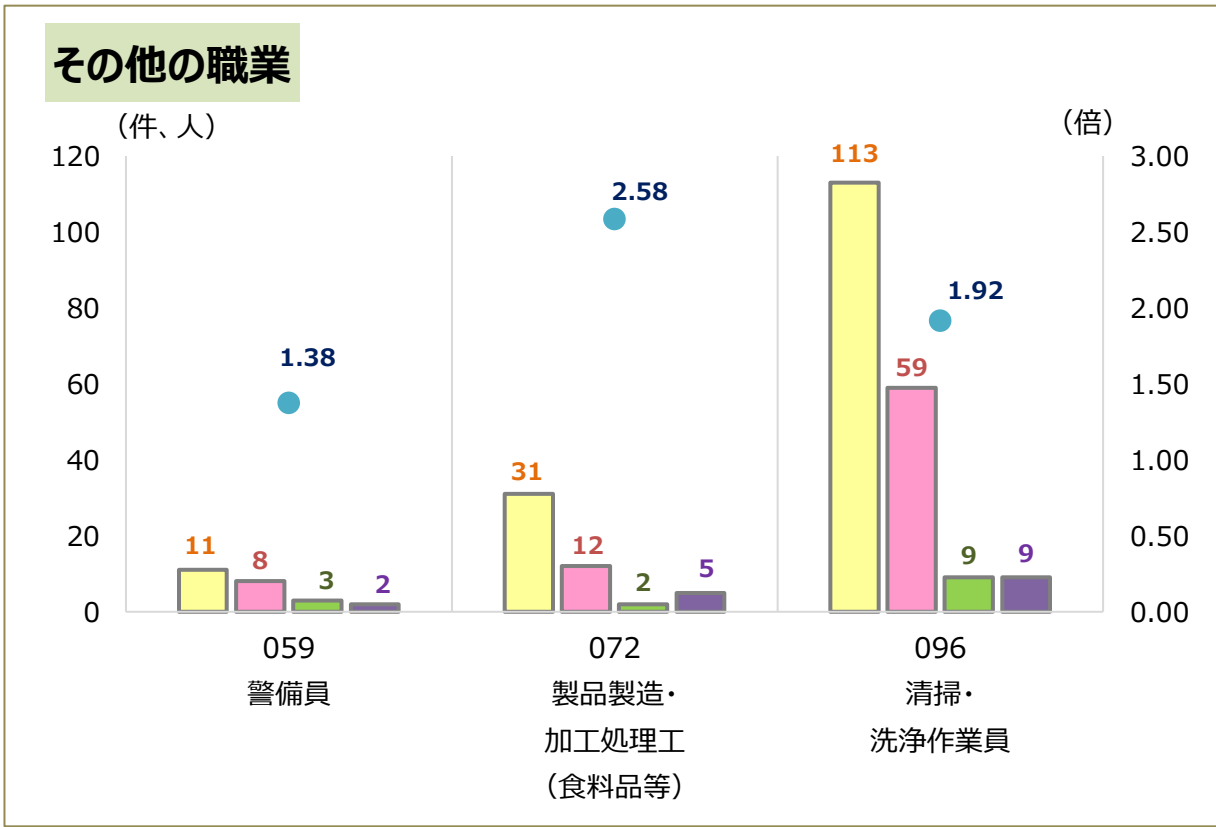
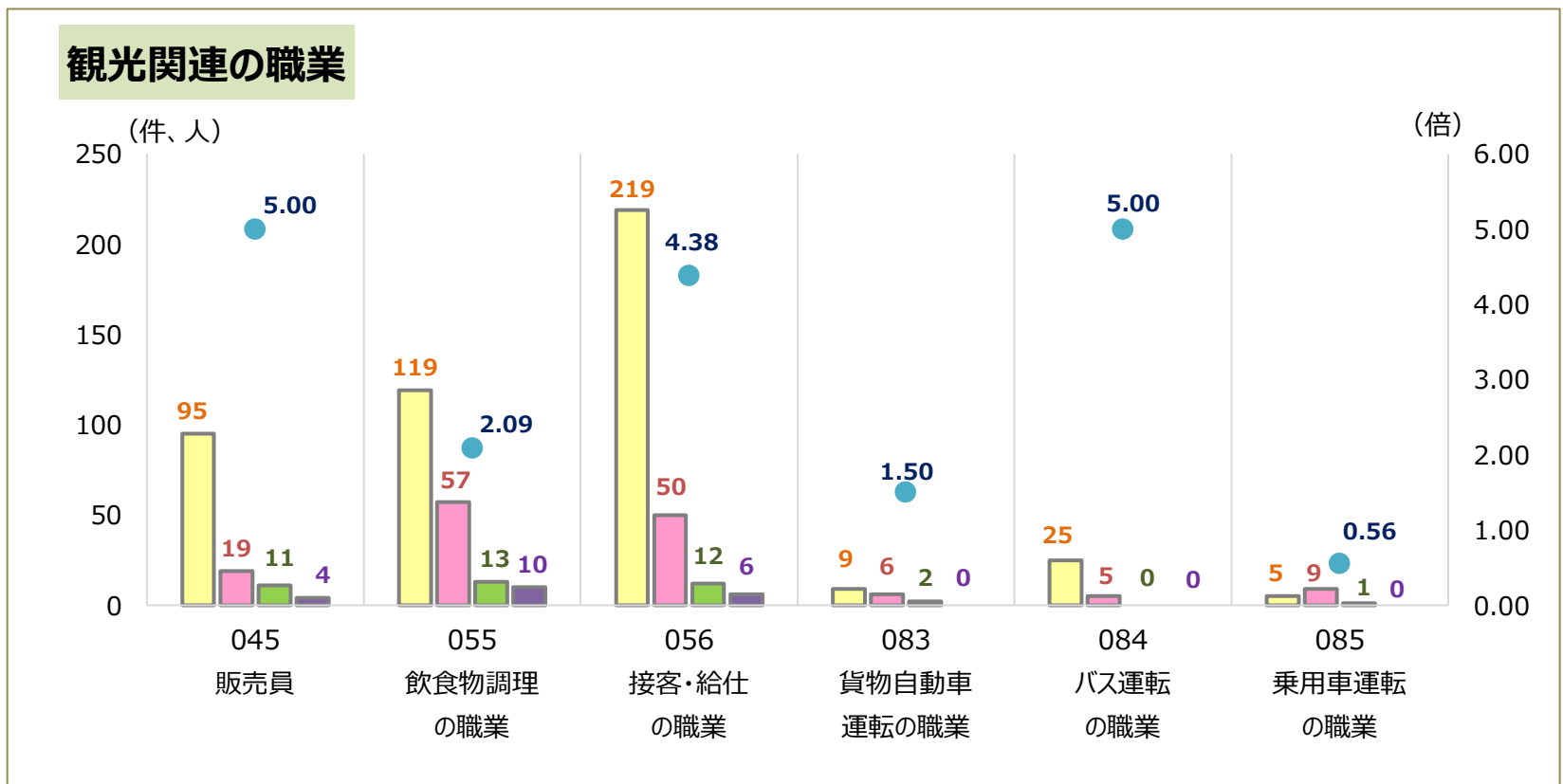
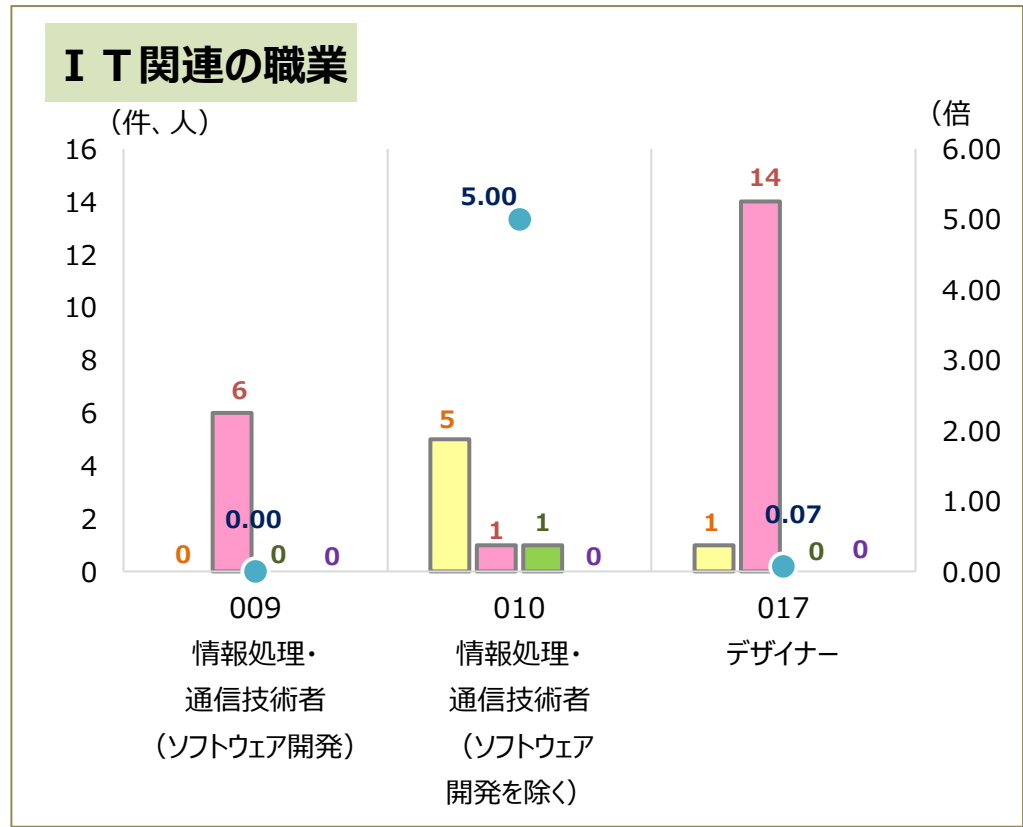
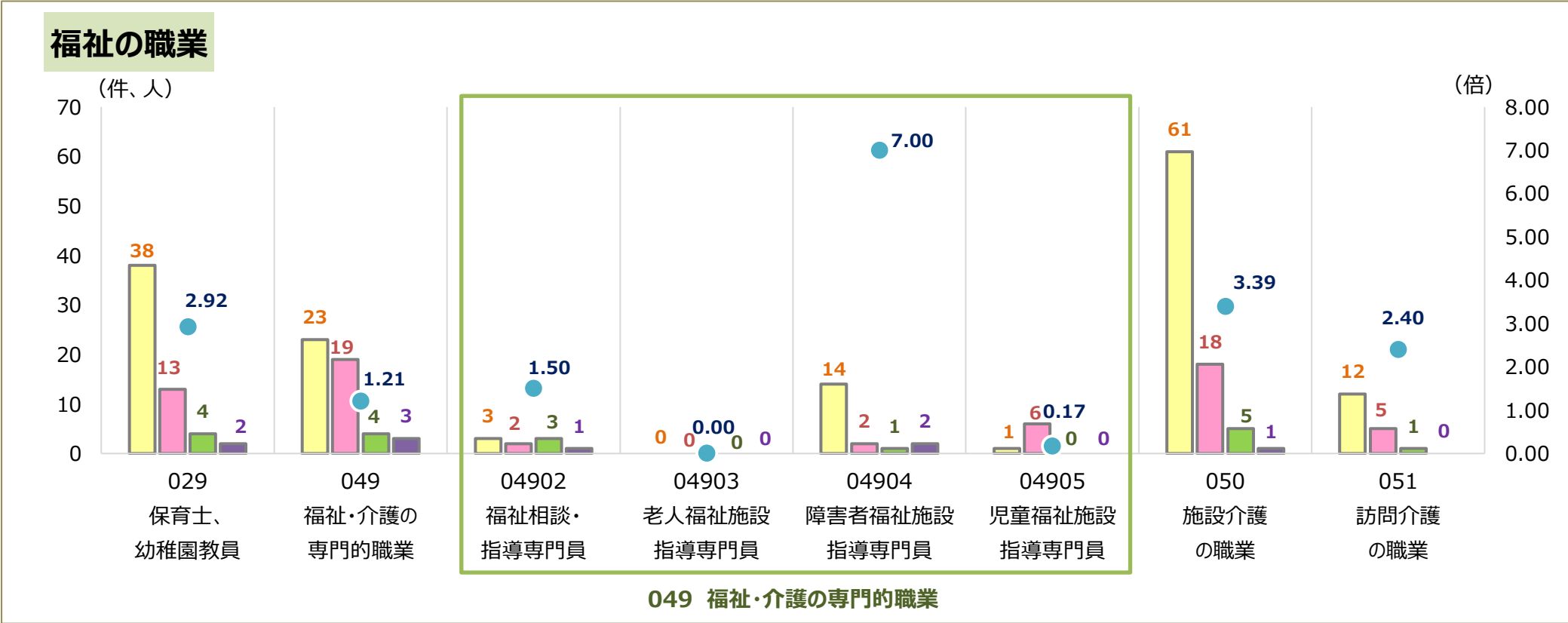
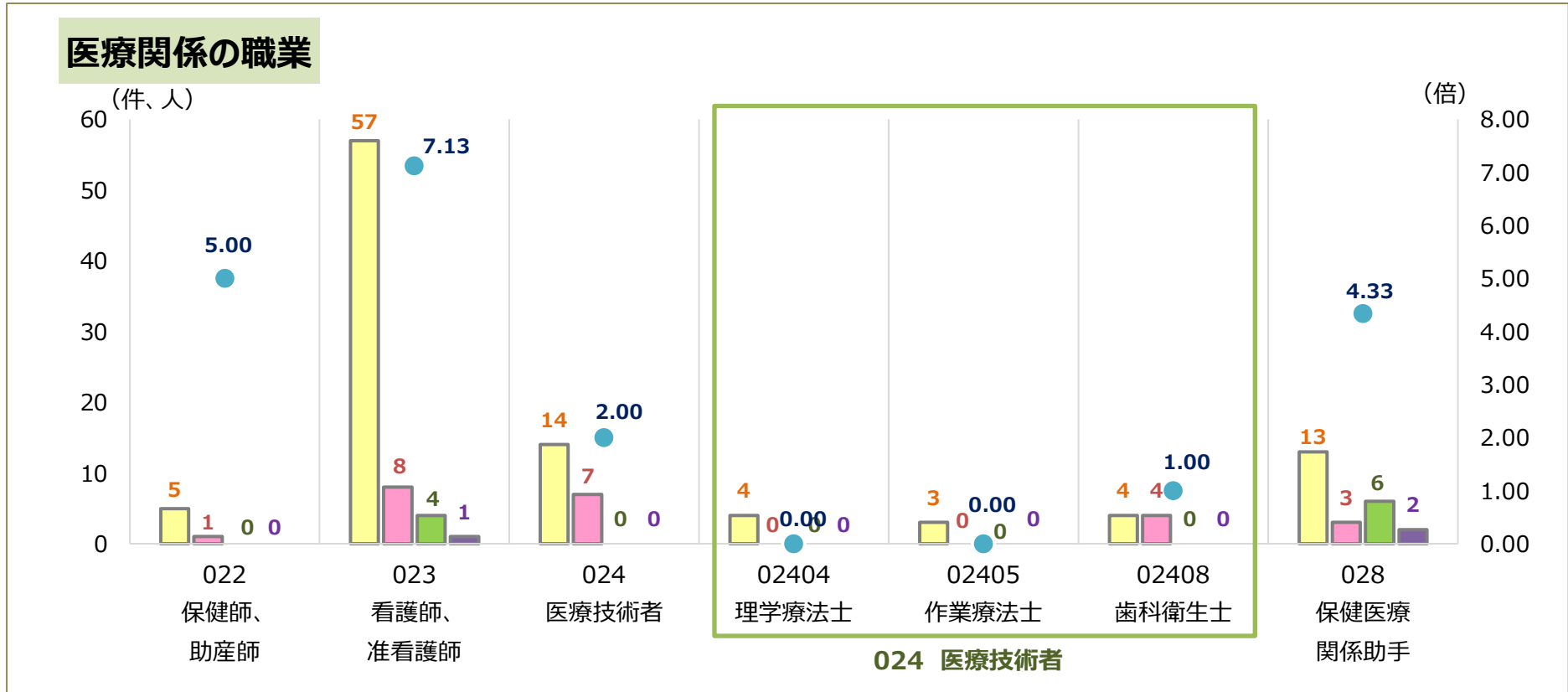
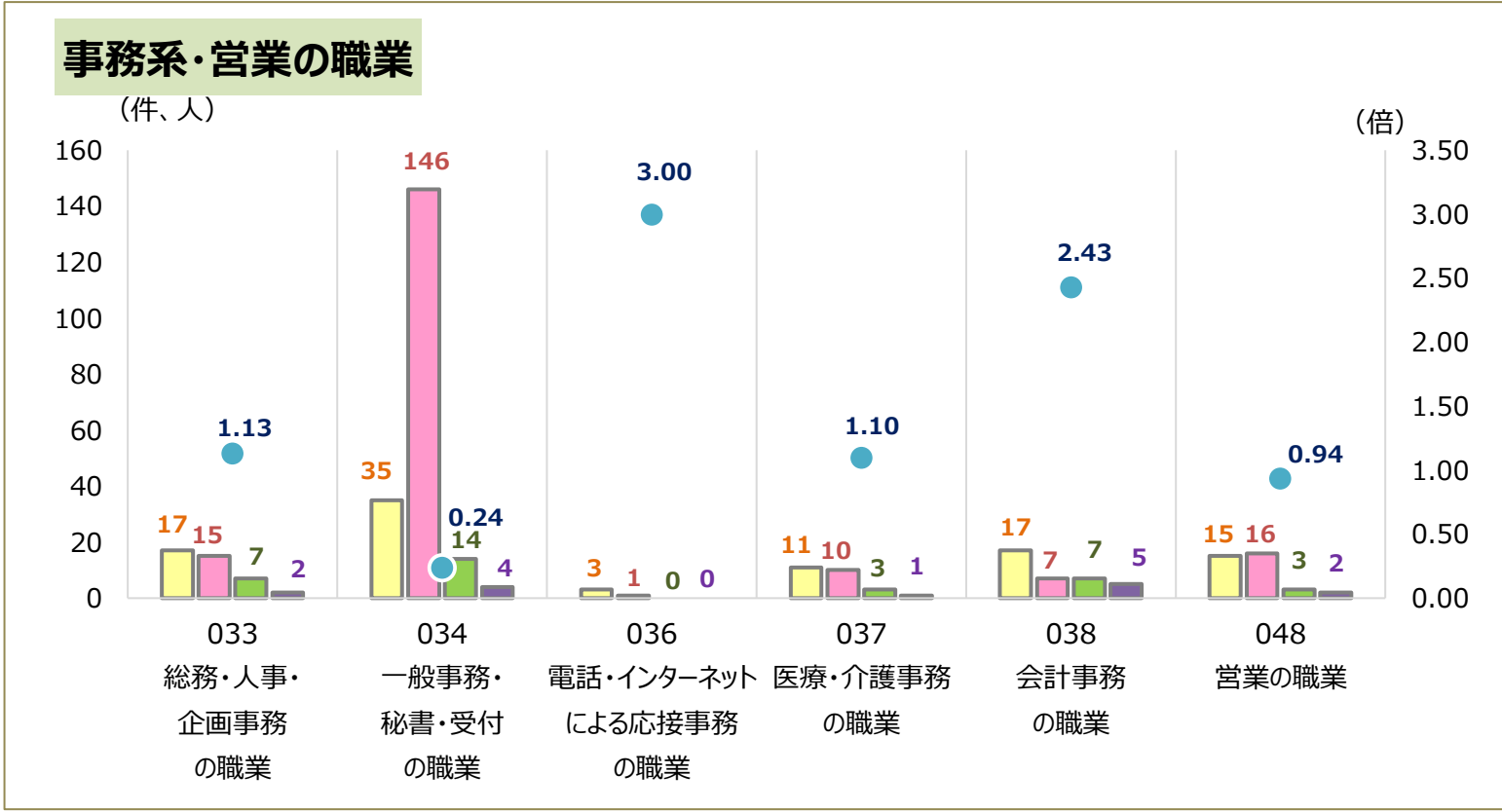
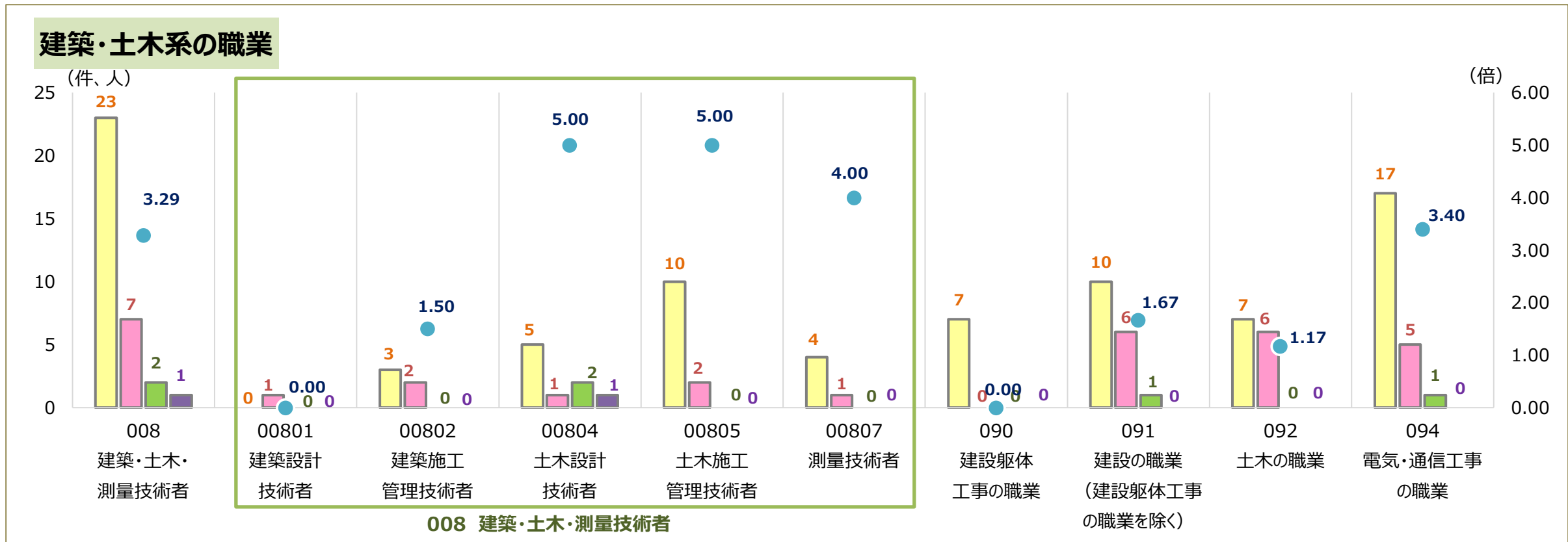
2025年 7月度	新規 求人数	新規求職 申込者数 (オンライン含む)	月間有効 求人数	月間有効 求職者数 (オンライン含む)	有効求人 倍率	紹介件数	就職件数	就職率 (有効)	充足数 (オンライン自主 応募含む)	充足率 (有効)	平均賃金					
											求人下限 (月給)	求人上限 (月給)	求人下限 (時給)	求人上限 (時給)	求職者希望 (月給)	求職者希望 (時給)
職 業 計	446	180	1,337	916	1.46	172	86	9.4	81	6.1	209,969	253,551	1,128	1,246	214,902	1,053
01 管理的職業	4	1	7	4	1.75	3	0	0.0	0	0.0	225,487	243,883	—	—	150,000	—
02 研究・技術の職業	18	2	38	23	1.65	4	3	13.0	2	5.3	255,919	359,696	—	—	250,000	—
008 建築・土木・測量技術者	12	1	23	7	3.29	2	1	14.3	1	4.3	277,938	407,263	—	—	250,000	—
00801 建築設計技術者	0	0	0	1	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	—	—
00802 建築施工管理技術者	2	1	3	2	1.50	0	0	0.0	0	0.0	300,000	500,000	—	—	250,000	—
00803 建築技術者（設計・施工管理を除く）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
00804 土木設計技術者	1	0	5	1	5.00	2	1	100.0	1	20.0	200,000	500,000	—	—	—	—
00805 土木施工管理技術者	6	0	10	2	5.00	0	0	0.0	0	0.0	335,000	437,500	—	—	—	—
00806 土木技術者（設計・施工管理を除く）	1	0	1	0	—	0	0	—	0	0.0	183,500	258,100	—	—	—	—
00807 測量技術者	2	0	4	1	4.00	0	0	0.0	0	0.0	200,000	250,000	—	—	—	—
009 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	0	1	0	6	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	—	—
00901 ソフトウェア開発技術者（W E B・オープン系）	0	1	0	1	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	—	—
00902 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）	0	0	0	1	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	—	—
010 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）	2	0	5	1	5.00	1	0	0.0	0	0.0	218,360	253,925	—	—	—	—
01004 I Tシステム運用管理者	1	0	2	1	2.00	0	0	0.0	0	0.0	220,000	280,000	—	—	—	—
01006 通信ネットワーク技術者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業	2	5	4	27	0.15	3	0	0.0	0	0.0	170,000	180,000	1,174	1,397	177,500	—
016 美術家、写真家、映像撮影者	0	0	0	2	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	—	—
017 デザイナー	1	1	1	14	0.07	0	0	0.0	0	0.0	170,000	180,000	—	—	180,000	—
04 医療・看護・保健の職業	20	6	95	23	4.13	10	3	13.0	4	4.2	219,952	265,485	1,271	1,465	190,000	1,000
021 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	0	0	0	1	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	—	—
02104 薬剤師	0	0	0	1	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	—	—
022 保健師、助産師	0	0	5	1	5.00	0	0	0.0	0	0.0	—	—	—	—	—	—
02201 保健師	0	0	5	1	5.00	0	0	0.0	0	0.0	—	—	—	—	—	—
02202 助産師	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
023 看護師、准看護師	12	3	57	8	7.13	4	1	12.5	1	1.8	216,425	253,663	1,271	1,465	180,000	1,000
024 医療技術者	3	2	14	7	2.00	0	0	0.0	0	0.0	260,000	315,000	—	—	200,000	1,000
02401 診療放射線技師	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
02402 臨床工学技士	0	0	0	1	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	—	—
02403 臨床検査技師	0	0	1	1	1.00	0	0	0.0	0	0.0	—	—	—	—	—	—
02404 理学療法士	2	0	4	0	—	0	0	—	0	0.0	300,000	350,000	—	—	—	—
02405 作業療法士	0	0	3	0	—	0	0	—	0	0.0	—	—	—	—	—	—
02406 視能訓練士	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2025年 7月度			新規 求人数	新規求職 申込者数 (オンライン含む)	月間有効 求人数	月間有効 求職者数 (オンライン含む)	有効求人 倍率	紹介件数	就職件数	就職率 (有効)	充足数 (オンライン自主 応募含む)	充足率 (有効)	平均賃金					
													求人下限 (月給)	求人上限 (月給)	求人下限 (時給)	求人上限 (時給)	求職者希望 (月給)	求職者希望 (時給)
		02407 言語聴覚士	0	0	2	0	—	0	0	—	0	0.0	—	—	—	—	—	—
		02408 歯科衛生士	1	1	4	4	1.00	0	0	0.0	0	0.0	220,000	280,000	—	—	—	1,000
		02409 歯科技工士	0	1	0	1	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	200,000	—
	026 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師		1	0	4	1	4.00	0	0	0.0	0	0.0	214,480	355,800	—	—	—	—
		02601 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	1	0	3	0	—	0	0	—	0	0.0	214,480	355,800	—	—	—	—
		02602 柔道整復師	0	0	1	0	—	0	0	—	0	0.0	—	—	—	—	—	—
	028 保健医療関係助手		3	0	13	3	4.33	6	2	66.7	2	15.4	183,500	197,800	—	—	—	—
		02801 看護助手	3	0	9	3	3.00	5	2	66.7	2	22.2	183,500	197,800	—	—	—	—
		02802 歯科助手	0	0	4	0	—	1	0	—	0	0.0	—	—	—	—	—	—
		02899 その他の保健医療関係助手	0	0	0	0	—	0	0	—	0	—	—	—	—	—	—	—
05 保育・教育の職業			30	5	63	33	1.91	7	7	21.2	5	7.9	191,346	214,831	1,205	1,291	176,667	1,040
	029 保育士、幼稚園教員		17	3	38	13	2.92	4	2	15.4	0	0.0	189,392	214,693	1,000	1,000	200,000	1,040
		02901 保育士	17	2	38	12	3.17	4	2	16.7	0	0.0	189,392	214,693	1,000	1,000	—	1,040
		03003 保育補助者、家庭的保育者	4	1	8	4	2.00	1	2	50.0	2	25.0	166,000	182,000	960	960	180,000	—
06 事務的職業			46	37	111	199	0.56	42	17	8.5	16	14.4	193,573	219,822	1,159	1,264	203,182	1,092
	033 総務・人事・企画事務の職業		7	3	17	15	1.13	7	2	13.3	2	11.8	215,220	254,420	1,187	1,243	196,667	—
		03301 総務事務員	3	0	8	0	—	3	1	—	1	12.5	186,500	186,500	1,187	1,243	—	—
	034 一般事務・秘書・受付の職業		21	29	35	146	0.24	14	4	2.7	3	8.6	184,069	202,620	1,175	1,230	198,750	1,092
		03401 一般事務員	7	5	19	38	0.50	13	3	7.9	3	15.8	182,631	205,003	—	—	203,333	952
	036 電話・インターネットによる応接事務の職業（コールセンター含む）		3	0	3	1	3.00	0	0	0.0	0	0.0	200,000	260,000	—	—	—	—
	037 医療・介護事務の職業		3	2	11	10	1.10	3	1	10.0	1	9.1	—	—	1,100	1,100	225,000	—
	038 会計事務の職業		5	0	17	7	2.43	7	5	71.4	5	29.4	182,667	208,233	1,187	1,393	—	—
		03803 経理事務員	3	0	13	6	2.17	4	3	50.0	3	23.1	168,000	214,700	1,187	1,393	—	—
	039 生産関連事務の職業		2	0	3	1	3.00	0	1	100.0	1	33.3	195,375	208,031	—	—	—	—
	040 営業・販売関連事務の職業		2	1	8	9	0.89	1	0	0.0	0	0.0	—	—	1,100	1,100	250,000	—
	041 外勤事務の職業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	042 運輸・郵便事務の職業		0	0	6	0	—	0	0	—	0	0.0	—	—	—	—	—	—
	043 コンピュータ等事務用機器操作の職業		0	0	0	3	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	—	—
		04301 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員	0	0	0	1	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	—	—
		04302 データ入力事務員	0	0	0	2	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	—	—
07 販売・営業の職業			29	11	114	36	3.17	15	8	22.2	6	5.3	221,650	265,222	1,144	1,183	268,750	1,050
	045 販売員		24	5	95	19	5.00	11	4	21.1	4	4.2	230,517	253,851	1,152	1,188	180,000	1,050
		047 販売類似の職業	1	1	2	1	2.00	1	2	200.0	1	50.0	195,000	195,000	—	—	320,000	—
	048 営業の職業		4	5	15	16	0.94	3	2	12.5	1	6.7	221,667	300,000	1,050	1,120	294,000	—
		04806 通信・情報システム営業員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		04808 不動産営業員	1	3	2	7	0.29	0	0	0.0	0	0.0	200,000	250,000	—	—	306,667	—

2025年 7月度		新規 求人数	新規求職 申込者数 (オンライン含む)	月間有効 求人数	月間有効 求職者数 (オンライン含む)	有効求人 倍率	紹介件数	就職件数	就職率 (有効)	充足数 (オンライン自主 応募含む)	充足率 (有効)	平均賃金					
												求人下限 (月給)	求人上限 (月給)	求人下限 (時給)	求人上限 (時給)	求職者希望 (月給)	求職者希望 (時給)
08 福祉・介護の職業		31	12	96	42	2.29	10	4	9.5	3	3.1	202,835	235,918	1,091	1,308	197,778	1,076
049 福祉・介護の専門的職業	049 福祉・介護の専門的職業	6	5	23	19	1.21	4	3	15.8	2	8.7	193,947	235,613	1,139	1,152	210,000	1,200
	04902 福祉相談・指導専門員	2	0	3	2	1.50	3	1	50.0	1	33.3	216,840	226,840	1,397	1,435	—	—
	04903 老人福祉施設指導専門員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	04904 障害者福祉施設指導専門員	3	1	14	2	7.00	1	2	100.0	1	7.1	200,000	230,000	1,010	1,010	—	1,200
	04905 児童福祉施設指導専門員	0	3	1	6	0.17	0	0	0.0	0	0.0	—	—	—	—	190,000	—
	04999 その他の福祉・介護の専門的職業	1	0	3	0	—	0	0	—	0	0.0	165,000	250,000	—	—	—	—
	050 施設介護の職業	18	2	61	18	3.39	5	1	5.6	1	1.6	202,773	233,023	1,050	1,205	200,000	—
051 訪問介護の職業		7	5	12	5	2.40	1	0	0.0	0	0.0	230,000	260,000	1,100	1,750	187,500	952
09 サービスの職業		138	31	408	138	2.96	30	22	15.9	22	5.4	215,173	266,060	1,101	1,244	238,000	1,050
053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業	05201 家政婦（夫）、家事手伝い	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業	0	2	2	9	0.22	1	0	0.0	0	0.0	—	—	—	—	195,000	—
	05302 美容師	0	1	2	4	0.50	1	0	0.0	0	0.0	—	—	—	—	200,000	—
	05304 エステティシャン	0	1	0	4	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	190,000	—
	05305 ネイリスト	0	0	0	0	—	0	0	—	0	—	—	—	—	—	—	—
	054 浴場・クリーニングの職業	1	0	16	1	16.00	3	3	300.0	3	18.8	—	—	1,200	1,200	—	—
	05402 クリーニング職、洗張職	0	0	15	1	15.00	3	3	300.0	3	20.0	—	—	—	—	—	—
	055 飲食物調理の職業	37	12	119	57	2.09	13	10	17.5	10	8.4	213,878	256,680	1,129	1,234	260,000	1,000
	056 接客・給仕の職業	81	11	219	50	4.38	12	6	12.0	6	2.7	222,516	271,738	1,089	1,250	240,000	1,075
	05603 ウエ이터・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配ぜん人	34	2	92	13	7.08	2	1	7.7	1	1.1	240,559	308,042	1,079	1,314	250,000	—
	05604 旅館・ホテルフロント係	23	3	74	13	5.69	6	3	23.1	3	4.1	221,104	257,755	1,150	1,350	225,000	1,000
	05605 旅館・ホテル接客係	7	0	23	2	11.50	0	1	50.0	1	4.3	209,500	276,667	1,200	1,200	—	—
	057 居住施設・ビル等の管理の職業	1	0	5	2	2.50	0	1	50.0	1	20.0	220,000	350,000	—	—	—	—
	058 その他のサービスの職業	18	5	47	18	2.61	1	2	11.1	2	4.3	180,600	243,400	1,020	1,267	226,667	1,100
10警備・保安の職業		8	2	22	9	2.44	4	2	22.2	3	13.6	224,640	259,200	1,200	1,650	—	952
059 警備員	059 警備員	0	2	11	8	1.38	3	2	25.0	2	18.2	—	—	—	—	—	952
	05901 施設警備員	0	0	10	2	5.00	3	2	100.0	2	20.0	—	—	—	—	—	—
	05902 道路交通誘導員、雑踏警備員	0	0	0	1	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	—	—
	063 その他の保安の職業	8	0	11	1	11.00	1	0	0.0	1	9.1	224,640	259,200	1,200	1,650	—	—
11農林漁業の職業		11	5	29	23	1.26	10	0	0.0	1	3.4	191,427	240,027	1,267	1,300	170,000	1,000
12製造・修理・塗装・製図等の職業		20	6	67	26	2.58	7	8	30.8	7	10.4	189,429	253,571	1,100	1,290	190,000	1,000
067 生産設備オペレーター（金属製品）	067 生産設備オペレーター（金属製品）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	068 生産設備オペレーター（食料品等）	0	0	3	0	—	0	0	—	0	0.0	—	—	—	—	—	—
	069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）	0	0	1	0	—	0	0	—	0	0.0	—	—	—	—	—	—
	070 機械組立設備オペレーター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	071 製品製造・加工処理工（金属製品）	0	0	0	1	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	—	—

2025年 7月度		新規 求人数	新規求職 申込者数 (オンライン含む)	月間有効 求人数	月間有効 求職者数 (オンライン含む)	有効求人 倍率	紹介件数	就職件数	就職率 (有効)	充足数 (オンライン自主 応募含む)	充足率 (有効)	平均賃金						
												求人下限 (月給)	求人上限 (月給)	求人下限 (時給)	求人上限 (時給)	求職者希望 (月給)	求職者希望 (時給)	
	072 製品製造・加工処理工（食料品等）	9	3	31	12	2.58	2	5	41.7	4	12.9	195,000	235,000	1,100	1,290	230,000	1,000	
	073 製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	3	1	8	3	2.67	2	2	66.7	2	25.0	166,000	185,000	—	—	150,000	—	
	074 機械組立工	0	1	0	4	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	180,000	—	
	075 機械整備・修理工	1	1	16	3	5.33	3	1	33.3	1	6.3	200,000	300,000	—	—	200,000	—	
	076 製品検査工（金属製品）	2	0	2	0	—	0	0	—	0	0.0	200,000	350,000	—	—	—	—	
	077 製品検査工（食料品等）	1	0	1	0	—	0	0	—	0	0.0	190,000	220,000	—	—	—	—	
	078 製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	079 機械検査工	0	0	0	1	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	—	—	
	080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）		4	0	5	2	2.50	0	0	0.0	0	0.0	180,000	250,000	—	—	—	—
		08004 製図工（建物・土木施設）	0	0	0	1	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	—	—
08005 製図工（建物・土木施設を除く）		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
13 配送・輸送・機械運転の職業		36	16	87	55	1.58	8	1	1.8	1	1.1	197,714	215,639	1,148	1,199	240,909	—	
	08201 荷物配達員	2	0	5	2	2.50	0	0	0.0	0	0.0	190,300	190,300	—	—	—	—	
	08202 ルート配送員	8	2	22	6	3.67	3	1	16.7	1	4.5	220,475	220,475	1,000	1,100	225,000	—	
083 貨物自動車運転の職業		6	1	9	6	1.50	2	0	0.0	0	0.0	193,333	213,333	—	—	400,000	—	
084 バス運転の職業		12	3	25	5	5.00	0	0	0.0	0	0.0	192,540	198,270	1,195	1,195	250,000	—	
085 乗用車運転の職業		4	5	5	9	0.56	1	0	0.0	0	0.0	147,625	152,625	1,152	1,255	225,000	—	
086 その他の自動車運転の職業		0	0	0	0	—	0	0	—	0	—	—	—	—	—	—	—	
087 鉄道・船舶・航空機運転の職業		2	0	2	0	—	0	0	—	0	0.0	165,700	165,700	—	—	—	—	
088 その他の輸送の職業		0	0	0	2	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	—	—	
089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業		2	0	19	11	1.73	2	0	0.0	0	0.0	241,500	353,500	—	—	—	—	
14 建設・土木・電気工事の職業		14	7	41	17	2.41	2	0	0.0	0	0.0	222,533	281,314	—	—	231,429	—	
090 建設躯体工事の職業		3	0	7	0	—	0	0	—	0	0.0	214,000	278,200	—	—	—	—	
091 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）		4	4	10	6	1.67	1	0	0.0	0	0.0	210,000	252,000	—	—	217,500	—	
092 土木の職業		5	2	7	6	1.17	0	0	0.0	0	0.0	234,531	275,096	—	—	200,000	—	
093 採掘の職業		0	0	0	0	—	0	0	—	0	—	—	—	—	—	—	—	
094 電気・通信工事の職業		2	1	17	5	3.40	1	0	0.0	0	0.0	221,338	321,513	—	—	350,000	—	
15 運搬・清掃・包装・選別等の職業		39	8	155	111	1.40	17	11	9.9	11	7.1	201,211	234,944	1,027	1,096	165,000	1,090	
	095 荷役・運搬作業員	4	0	12	2	6.00	0	0	0.0	0	0.0	178,900	197,950	—	—	—	—	
	096 清掃・洗浄作業員	22	3	113	59	1.92	9	9	15.3	8	7.1	206,560	259,660	1,012	1,069	150,000	952	
	097 包装作業員	1	0	4	1	4.00	1	0	0.0	0	0.0	230,000	230,000	—	—	—	—	
	099 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	11	5	24	42	0.57	6	2	4.8	2	8.3	190,300	190,300	1,050	1,140	180,000	1,125	
分類不能の職業		0	26	0	150	0.00	0	0	0.0	0	—	—	—	—	—	210,000	1,000	

有効求人数 月間有効求職者数（オンライン含む） 紹介件数 就職件数 有効求人倍率





ユースエールは優良な中小企業が目印!



若者の採用・育成、雇用環境が優良であるという認定を受けた企業のことを、ユースエール認定企業といいます。自分らしく働ける理想の企業を見つけてみませんか？

就活中の若者と優良な中小企業の
マッチングを支援

ユースエール 認定制度



ユースエール認定制度とは？

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

認定を受けた企業のことを、ユースエール認定企業といい、2024年9月末現在、1329社のさまざまな業種の企業がユースエール認定企業として認められています。

～ユースエール認定企業を選ぶメリット～



point 1

若者の採用に
積極的

point 2

若者の
育成に熱心

point 3

離職率が
低い

point 4

残業時間が
少ない

point 5

休暇を
取りやすい

point 6

子育てが
しやすい

～ユースエールQ&A～

Q1

学生にとって、
ユースエール認定企業は、
どこがすごいのか？

ユースエール認定企業は、「新卒採用者が入社後3年以内に離職した割合が20%以下（採用が3人か4人の場合は1人）である。」ということ！

Q2

残業の基準は
どうなってるのですか？

認定基準の「前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと。」を満たしているよ。

Q3

「ワーク・ライフバランス」に重要な
有給休暇はどのくらいとれるのか？

ワーク・ライフバランスの要素の一つ「有給休暇の取得率」も良い企業だよ。認定基準は「前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上」となっているよ。



ユースエール認定企業は
若者を大切に
育てます！



もっと詳しく
知りたい方は

■ユースエール認定制度特設サイト

認定制度に関する情報をまとめた特設サイトです。制度概要やメリット、認定企業のインタビューやマンガコンテンツも掲載しています。

ユースエール 特設サイト

検索



■若者雇用促進総合サイト

全国のユースエール認定企業をはじめとした、さまざまな企業の職場情報を検索できる総合サイトです。新卒者の就職を支援する新卒応援ハローワーク等の就職相談窓口のご紹介など、就職活動に役立つ情報が盛り込まれています。

若者雇用促進総合サイト

検索



若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



<認定マーク>

Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで 重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会 などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに 認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による 融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）において実施している「働き方改革推進支援資金」を利用する際、基準利率から-0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、貸付期間、担保の有無などに応じて異なります。 詳細は以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html ※ 働き方改革推進支援資金の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。
6	一部地方公共団体における 優遇措置	一部の地方公共団体が行う事業（補助金、奨励金、融資制度等）において、ユースエール認定企業への優遇措置が設けられている場合があります。詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001306877.pdf



【認定基準】

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員※ ² の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※³ ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※⁴ ・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※⁵
4	右の青少年雇用情報について公表していること ・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ ⁶
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ ⁷
9	暴力団関係事業主でないこと
10	風俗営業等関係事業主でないこと
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと

※¹ 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※² 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

※³ 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※⁴ 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※⁵ 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん、トライくるみん、プラスを含みます。）を取得している企業については、認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※⁶ 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※⁷ 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

電子申請も利用できます！

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）



本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）

求人動向【受理地別】令和7年7月八重山管内

(1) 月間有効求人数について

月間有効求人数は1,337人で、前年同月比3.8%増（49人増）となった。

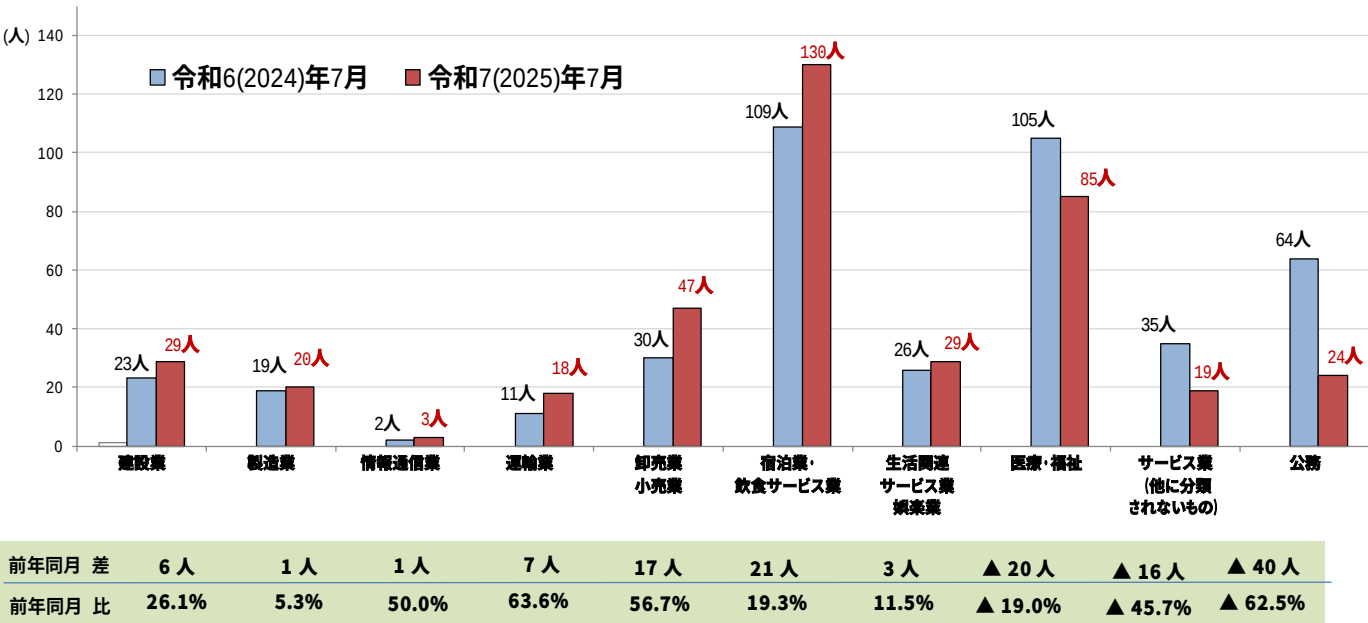
(2) 新規求人数について

新規求人数は446人で、前年同月比6.5%減（31人減）となった。
主要産業別に前年同月比でみると、求人数が増加した主な産業は、宿泊業・飲食サービス業が130人で19.3%増（21人増）、卸売業・小売業が47人で56.7%増（17人増）となった。
一方、求人数が減少した主な産業は、公務が24人で62.5%減（40人減）、医療・福祉が85人で19.0%減（20人減）、サービス業（他に分類されないもの）が19人で45.7%減（16人減）となった。

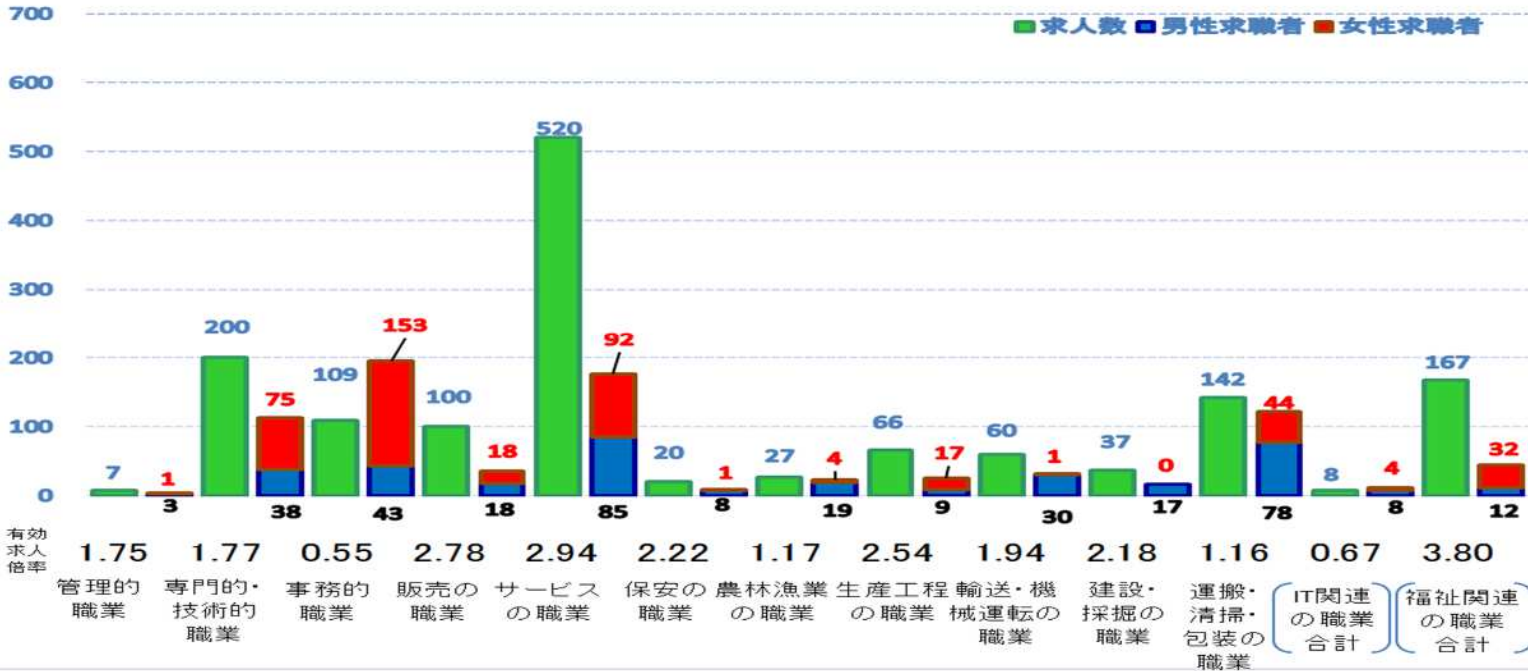
(3) 正社員求人数について

正社員有効求人数は459人で、前年同月比2.9%増（13人増）であった。正社員新規求人数は175人で、前年同月比7.4%増（12人増）となった。新規求人数に占める正社員求人の割合は39.2%で、前年同月比5.0ポイント上昇した。

【第4表】産業別新規求人数



【第5表】職業別常用有効求人・有効求職バランスシート



最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

② キャリアアップ助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

③ 中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫
0120-154-505



事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

問い合わせ先

- <先端設備等導入計画の作成等について>
- ・先端設備等の導入先の市区町村
- <税制について>
- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じること、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑦ 中小企業経営強化税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

⑧ 中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先

- ・中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660（9:30～17:30／月曜～金曜
（土・日・祝日除く））



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑨ 中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先 中小企業成長加速化補助金事務局 0570-07-4153、03-4446-4307（IP電話等からのお問い合わせ）

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。



⑩ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

問い合わせ先

- ・ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013 (10:00~17:00 土日祝日及び 12/29~1/3 を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑫サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金

問い合わせ先

- ・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

⑪小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

- ＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞
 - ・商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
- ＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞
 - ・商工会議所地区事務局 03-6634-9307
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



商工会地区



商工会議所地区

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

⑬事業承継・M&A 補助金

問い合わせ先

- ・事業承継・M&A 補助金事務局 050-3145-3812



事業承継前の設備投資等に係る取組、M&A 時の専門家活用（仲介・フィナンシャルアドバイザー等）の取組、M&A 後の PMI に係る専門家活用や設備投資の取組、事業承継時に伴う廃業費用等を支援します。

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑭下請適正取引等の推進のためのガイドライン

問い合わせ先

- ・中小企業庁取引課 03-3501-1669



親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

⑮パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先

- ＜「宣言」の内容について＞
 - ・中小企業庁企画課 03-3501-1765
- ＜「宣言」の提出・掲載について＞
 - （公財）全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688



下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑯労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先

- ・公正取引委員会事務局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑰官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先

- ・中小企業庁取引課 03-3501-1669



「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

⑱官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先 中小企業庁取引課 03-3501-1669

生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。



4. 資金繰りに関する支援

⑪セーフティネット貸付制度

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫（日本公庫）
0120-154-505
- ・沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）
098-941-1795



一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

⑫小規模事業者経営改善資金融資制度

（マル経融資）

問い合わせ先

- ・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
- ・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店



小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑬地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

⑭人材確保等支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、テレワークコース：5%以上の賃上げを行った場合は支給額に加算されます。

⑮人材開発支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

⑯建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

⑰特定求職者雇用開発助成金

（成長分野等人材確保・育成コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30万円～240万円）する特定求職者雇用開発助成金について、これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇い入れ、②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇い入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給します。

⑱早期再就職支援等助成金

（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇入れ支援コース

雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース

中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

②⑦産業雇用安定助成金

(スキルアップ支援コース)

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額 8,635 円/1人1日あたり(1事業主あたり 1,000 万円))します。

②⑧働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局雇用環境・均等部(室)



労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額(3%~7%以上)に応じて助成上限額の加算もあります。

6. 相談窓口

②⑨よろず支援拠点

問い合わせ先

・各都道府県のよろず支援拠点



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

③⑩下請かけこみ寺

問い合わせ先

・(公財)全国中小企業振興機関協会
・各都道府県の下請かけこみ寺
0120-418-618



中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。

③⑪働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

・全国の働き方改革推進支援センター



全国47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。

③⑫中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先

・ミラサポ plus コールセンター
050-5370-4340



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策(制度)をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

各都道府県労働局の問い合わせ先

厚生労働省HP 都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省 「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html

